

議案第 42 号

里庄町介護保険条例の一部改正について

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

保険料の減免対象事由に拘禁及び行方不明を加えるとともに、減免申請の手続きに関して適切な運用を図ることを目的に所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例

里庄町介護保険条例（平成12年里庄町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次の2号を加える。

- (5) 第1号被保険者が法第63条に規定する刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと。
- (6) 第1号被保険者が行方不明となり、警察等による捜索を行ってもなお発見できないこと。

第10条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に、「支払に係る月の前々月の15日」を「支払日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

第11条ただし書中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

附則第9条中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第9条の改正規定は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。